

福岡駅前地区移動等円滑化基本構想推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第25条第1項に規定する移動等円滑化基本構想の策定に当たり、必要な事項を協議するため、同法第26条第1項の規定に基づき、福岡駅前地区移動等円滑化基本構想推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 移動等円滑化基本構想の策定に関すること。
- (2) 移動等円滑化基本構想の実施に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 高齢者、障害者団体等の代表者
- (3) 公共交通事業者
- (4) 関係団体の代表者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委員が委嘱され、又は任命された日の属する年度の翌年度末日までとし、再任を妨げない。

- 2 役職により委嘱され、又は任命された委員が当該役職を退いたときは、委員の職を辞したものとする。

(会長等)

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会議を進行する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員が互選したものがその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、市長が招集する。

- 2 市長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴取し、

又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(幹事会)

第7条 移動等円滑化基本構想の策定に関する事前調査、調整等を行うため、協議会に幹事会を置くことができる。

(事務局)

第8条 協議会に事務局を置く。

2 前項の事務局の庶務は、市長政策部総合交通課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月25日から施行する。